

9 浴室等

【基本的な考え方】

- ・浴室やシャワー室は、転倒等の危険性が高い場所であることから、滑りにくい仕上げ、出入口や洗い場内の段差解消等、安全対策を重視します。
- ・誰もが利用しやすいよう、空間の確保、手すりの設置等について考慮します。

整備基準

解説

下記以外の建築物

- (1) 多数の者が利用する浴室等を設ける場合には、その床の表面は、滑りにくい材料で仕上げることを。
- (2) (1)の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別のある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものとする。
- ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- ウ 出入口は、次に掲げるものとする。
- (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

- ・ 浴槽への出入りや洗い場における立ち座り動作の補助のために、適切な位置に手すりを設けます。
- ・ 浴槽への出入りのために、可動式のものも含め腰掛け台の設置が望ましいです。
- ・ 浴室内、脱衣室内に設置の便所については、車椅子用便所とすることが望ましいです。

＜条例＞

- 第66条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、それらの床の表面は、滑りにくい材料で仕上げなければならない。
- 2 前項の浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。
- (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。
- (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (3) 出入口は、次に掲げるものとする。
- ア 幅は、85センチメートル以上とすること。
- イ 戸を設ける場合には、回転形式とせず、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

・ p. 140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照

- ・ 浴槽への出入りや洗い場における立ち座り動作の補助のために、適切な位置に手すりを設けます。

条例第6章の適用対象建築物

整備が望ましい項目

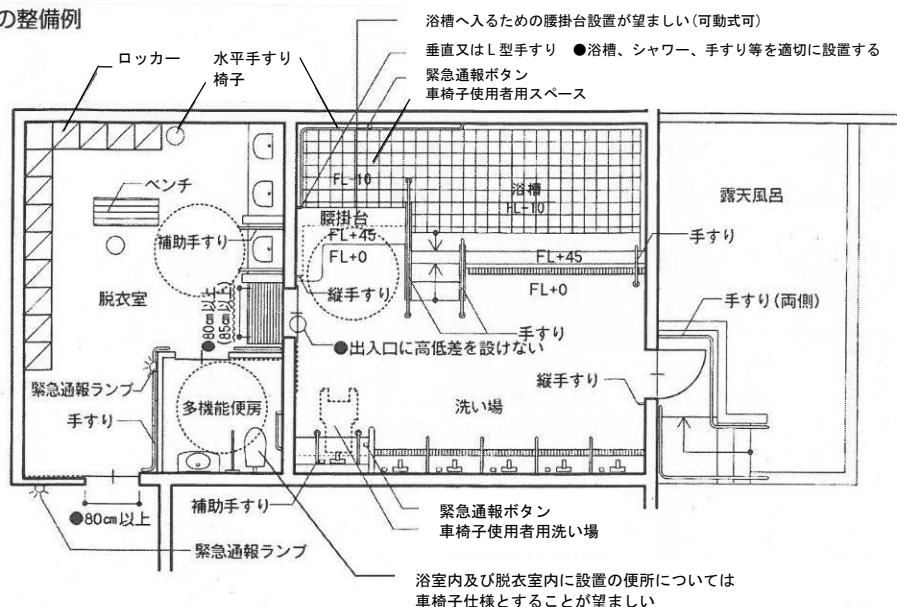
解説

- ・ 水栓（洗い場の水栓及びシャワー）は、自動温度調節装置（サーモスタット）付きとすること。

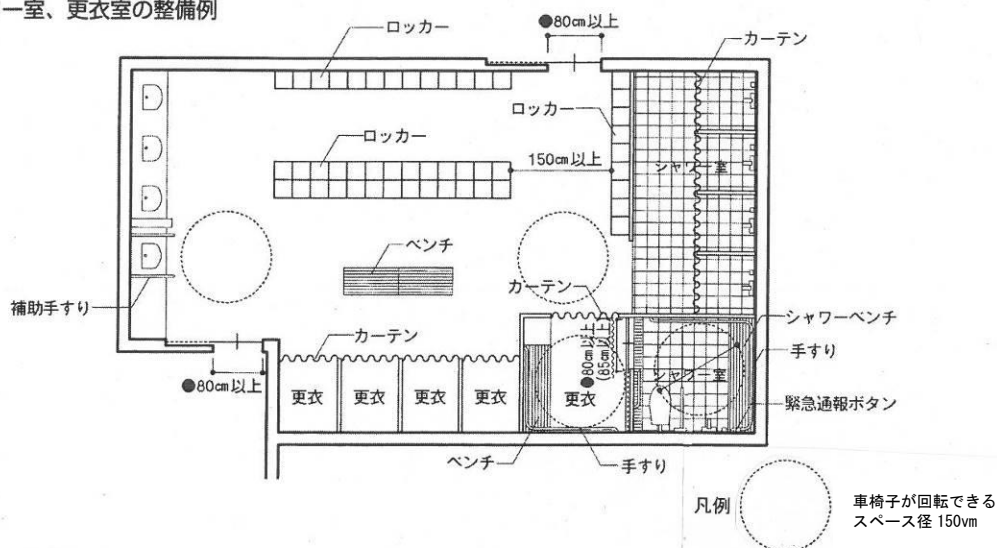
整備例

- ：整備基準（ は条例第6章の適用対象建築物にのみ適用される整備基準）
○：整備が望ましい項目

■浴室の整備例



■シャワー室、更衣室の整備例



■ 出入口の段差解消

